

○鑑定嘱託の取扱手続について（昭和39年6月10日例規（鑑）第14号）

鑑定嘱託の取扱手続について

昭和39年6月10日例規（鑑）第14号

警察本部長

〔沿革〕 昭和55年9月例規（科研）第29号
平成16年12月例規（科研）第54号

昭和56年4月例規（科研）第7号

各部長・参事官・所属長

捜査の科学化に伴い、鑑定すべき資料も飛躍的に増加の傾向にあるので、事務の合理化、円滑化を図るため下記のとおりみだしの取扱手続を定めたので通達する。

なお、昭和36年11月25日鑑第2709号、捜一第2987号、捜二第4415号、防犯第13168号、交通第2834号「鑑定嘱託の取扱について」の例規通達は、廃止する。

記

- 1 物件の鑑定に当つては、その物の原形を変し、または破壊することが多いので、強制捜査、任意捜査を問わず、鑑定処分許可状を得、または状況により所有権放棄書等を徴する等の方法を講ずること。
- 2 鑑定処分許可状の請求に当つては、請求前、科学捜査研究所長に連絡し、鑑定人の指名をうけること。
- 3 捜査上鑑定を必要とするときは、別記様式第1号によりその正副2通を資料とともに送付すること。
- 4 捜査上の参考資料であつて鑑定書を必要とせず、結果のみで足りる場合は別記様式第2号により、その正副2通を資料とともに送付すること。
- 5 鑑定事項の記載に当つては、鑑定の本質を逸脱しないよう十分検討し、証拠がためをするため何を知らたいかの点を簡けつ、明瞭に記載すること。
- 6 取扱上疑義のあるときは、科学捜査研究所に問い合わせること。

以下様式省略